

# 米国の民事陪審裁判手続とその対応(上)

## ●特許ライセンス事件での体験を通して

寒河江孝允 弁護士

### 一 はじめに

(1) 日米の経済交流が質・量ともに膨大なものになっている今日、日本企業・日本人も米国内で経済活動を行なうにさいし、あらゆる事態に対応する必要に迫られている。たとえば、工場進出をしようとするれば、用地の取得、工場建設、経営管理、労働対策、借入れ、工業所有権の移転等の問題から、派遣社員の住宅、子弟の学校等の生活上の諸問題まで

さまざまな問題を処理していかなければならない。これらはすべて法律問題、すなわち、契約、裁判との関わりが予定される事柄である。郷に入りては郷に従わねば、何か問題が起こったときにその処理がうまくいかないことになる。

(2) 私は、最近、日米企業間の特許ライセンス契約の違反をめぐる、米国での陪審裁判事件に関与する機会があったので、このさい、その概要を紹介することにより、米国での裁判事件に巻き込まれた場合に、どのように対応すべきかについて

て、読者の一助になればと思い、筆をとった次第である。

### 二 事案のあらまし

(1) Y(被告・日本企業)は米国に特許権を有しており、X(原告・米国企業)はYの右特許権につき、独占的製造・販売のライセンス許諾を受けた。

(2) XとY間には、右のとおり特許権の独占的ライセンス契約が締結されたが、ライセンスシ(実施権

- 一 ●はじめに
- 二 ●事案のあらまし
- 三 ●提訴前の状況
- 四 ●訴状
- 五 ●答弁書および反訴状
- 六 ●開示手続
- 七 ●略式判決の申立
- 八 ●公判準備通知・公判準備検討会
- 九 ●公判 (以上本号)
- 一〇 ●陪審による裁判
- 一一 ●和解による終結
- 一二 ●教訓
- 一三 ●訴訟費用

者) Xは、ライセンスサー(特許権者、実施権許諾者) Yが、XY間の特許権独占ライセンス契約に違反して、Xの実施権に損害を与えたとして、Yを提訴した。

(3) XのYに対する訴の骨子は、契約違反に基づく損害賠償請求、支払実施料(ロイヤルティ)の一時停止または供託の許可、これらに対する本訴の判決がなされるまでの仮処分申請・訴訟費用、弁護士費用の負担を求めるものであった。

(4) そして、これらの裁判を陪審裁判で行なうことを求めるものであ

った。

(5) 以下、本件事案を時間的スケジュールに従って説明する。

### 三 提訴前の状況

(1) YとXは本件提訴前一〇年以上も契約関係を継続してきており、ビジネス関係は決して悪いものではなかった。

(2) しかしながら、Y・Xとも同一商品を世界的に製造・販売しており、Yはみずからの開発技術に基づいて世界戦略を立てたいと目論んでおり、他方Xは、Yから前記のとおり特許独占ライセンスを受けて米国内で製造・販売していたが、世界市場の分割・分担問題でY・X双方の利害が対立することがたびたびあった。

(3) 右状況下で提訴一年ぐらいうり、XはYに対して、Xの契約地域に侵入しないようにとの注意ないし警告を何度か出した。他方Yは特許権者として、Xの製造・販売努力を超える部分の補充をするために、場合によってはXの契約地域内に売り込むことを認めるよう、Xに申し入れた。しかしながら、Xは契約違

反を理由に断固Yの申入れを拒否し、ついにはXはYを提訴するに至った。その間、私もYより相談を受けて、できるだけ裁判にならぬよう、話し合いで決着を付ける努力を最大限するようにいろいろと協議をした。私としても、米国での裁判は大変な弁護士費用がかかるし、また最近訴訟戦略上、米国側は陪審裁判を求めて外国企業を訴えることが多

いといったこともよく耳にしているし、またいくつかの類似のケースもある、というのをYに説示した。しかしながら、X・Yとも自説を曲げることなく、Xの方が結局、米国内でYを提訴することになったわけである。

(4) その間私は、裁判の起るの程をある程度予想して、米国のライセンス契約専門の法律事務所(コンタクト)をとってアドヴァイスをもらったり、情報収集活動も開始していた。

### 四 訴状(一九八七年三月)

(1) 提訴地 一九八七年三月、XはYを相手方

として、米国連邦地方裁判所(ミズーリ州東部地区)に提訴した。ミズーリ州セントルイスはXの本社所在地であるため、当然地元の利を活しての提訴である。

#### (2) 訴状の記載事項

訴状には①最初にX・Yの会社の概要、裁判管轄権、土地管轄(裁判地)の根拠、X・Y間の従来関係の説明し、②次に日本でいう請求の原因に当たる主要事実の主張がなされ、③最後に請求の趣旨に相当する申立が記載される。

#### (3) 日本の訴状との違い

日米の訴状の形式・内容の違いを二、三指摘する。

①事件番号は 87-0123-C-6、CV-87-123、等と付されるが、87は一九八七年、CVは民事事件、C-6は第六裁判部の事件であるとして読めばよい。②訴状の記載の形式は、前述のとおり、日本では当事者、請求の趣旨、請求の原因の順序で記載されるが、米国では逆である。③日本では、訴額に応じて相当額の印紙を貼付しなければならないが、米国の裁判では、印紙は貼付する必要がない。わずかの訴え手数料を納付することである。

(4) 訴状の送達 Yに対する訴状の送達は、通常X代理人の法律事務所から直接X宛に郵便で訴状の写が送付されてくる。その後裁判所から呼出状、答弁書一催告書とともに、やはり書留便のような形で直接Yに送付されることが多い。しかし、これは厳密にいうと適式な送達とはいえないものである。

最近では、外交ルートを経由して訳文を添付したりえて、適式に送達する例もみかける。これは、日本企業の法務部が、右のような簡略な送達を適法なものとして扱わず、送付元の米国裁判所に返送して、改めて適式に送達すべきことを求めていることの実績が実を結んでいる反映かも知れない。

本件でも受訴裁判所からYへ直接送達があったが、米国の代理人とも協議した結果、すでに米国代理人が被告Yに着いたことであるし、形式的な違法論をあまり展開しても、裁判官への心証も良くないので、送達問題は取り上げないこととした。

(5) 管轄問題 管轄問題について一言触れる。米国法では、Jurisdiction(裁判管

轄権)と Venue (裁判地)とが問題にされる。

契約上のトラブルをめぐる事件は元来、州裁判所の管轄によるというのが原則であるが、本件では、次のような理由から、米連邦地方裁判所の管轄となった。すなわち、第一にYは日本法人であること、つまり、内国法人対外国法人の訴訟であることおよび訴額が一万ドルを超える事件であること、により連邦地方裁判所が管轄することとなった。

次にミズーリ州セントルイス市の連邦地方裁判所に訴えた根拠は、Venue (裁判地)の問題であるが、外国人は合衆国のいかなる地にも訴えられるとの規定に基づき、Xにとって有利なXの地元の裁判所に訴えたものである。この点でも、外国企業は裁判戦略上、不利な立場に立たされるといってよい。

なお、契約であらかじめ裁判地を定めておけば、かような問題はある程度は回避しうるが、現実には、日本側で勝手に日本側に有利な裁判地、たとえば東京地方裁判所を指定することは困難なことが多い。

(6) 訴訟代理人  
米国の訴訟代理人の選任の問題

のとしては、公判で予測される証人をあらかじめ尋問する、証言録取 (Deposition)がある。証言録取は、法廷外で行なわれ、本件では被告本人は米国外大使館内(前述、日米領事条約の一七条(1)(b)参照のこと)および私の法律事務所内の双方において、記録係および通訳者の、正しく記録し、通訳する旨の宣誓、また本人は真実を述べる旨の宣誓をして、証言をした。宣誓に反して、証言したり通訳したりすれば、当然偽証罪、法廷侮辱罪の対象になるし、当事者本人の偽証であれば、それだけで敗訴の判決につながることもなる。したがって、日本のように、偽証罪となっても原則としてそのみでは判決の帰すとは直接関係がない、という制度とはまったく異なり、偽証の制裁はきわめて厳しいものである。代理人としては本人の証言には、日本の裁判以上に特に大変な神経を使うようである。

尋問 (Examine) は主尋問 (Direct Examine) と反対尋問 (Cross Examine) 等日本と同様に行なわれる。本件ではY側は、X側代理人がY代表者本人への主尋問を行なうことになったため、Y側代理人はY側の

であるが、本件では特許ライセンス契約上のトラブルであるので、ワシントンD・Cの専門の弁護士に依頼せざるをえないと判断した。しかしながら、米国ではセントルイスの連邦地方裁判所で訴訟をするためには、地元の代理人も頼まざるをえない。したがって、特許専門の弁護士と、地元の公判、特に本件は陪審裁判を求められているので陪審裁判のベテラン弁護士、の双方に依頼することとなった。

(7) 陪審による裁判

本件は陪審による裁判であるが、陪審による裁判を求めるには、訴状にその旨を付記するか、または最終の訴答書送達後一〇日以内に、陪審で裁判を要求する旨を申し立てなければならぬ。

陪審の申立があると、法律上、陪審の判断事項でないものでないかぎり、陪審の判断になる。

なお、陪審裁判については、後に詳しく説明する。

五 答弁書および反訴状 (一九八七年六月)

(1) 答弁書提出期限

主尋問は公判のために残しておき、X側代理人のなした主尋問のうち疑義ある点にかぎってのみ尋問をする、という作戦をとった。

(4) 代理人・依頼者間の秘密保持特権

なお、X側は、Yの提出した質問書および文書提出要求書に対して、一部につき、①代理人——依頼者間の秘密保持特権 (Attorney-client privilege) を理由に、または②質問事項の不明確さ、提出要求文書特定の不明確さ、を理由にして、質問書に対する回答ないしは文書提出要求における文書提出に、異議申立 (Objections) をなしてきた。

(5) 開示手続に非協力の制裁

いずれにせよ、これら質問書や、文書提出要求に対する正当でない拒否、正当でない証言拒否、不出頭、等は、相手の主張事実の認容とみなされたり、法廷侮辱罪となったり、厳しい制裁があるので、理由なく拒否したり、虚偽の文書を提出することは敗訴に直結するので、代理人は、そのようなことのないよう、大変な神経を使って対応する。

(6) 開示要求は被告が先になしうる

被告Yの答弁書 (Answer) は、訴状および呼出状 (Summons) 送達日より二〇日以内に提出されねばならない。もし、当該期間内に答弁書を出しなないと、不利な判決を受けるおそれがある。しかしながら、訴訟代理人を付した本件では、代理人の方で答弁書の提出期間を延期してもらうことができた。

(2) 反訴状の提出

反訴状も答弁書と同時に提出された。

反訴状の内容は、①ライセンスであるXは、Xの特許許諾地域内で、最大の販売努力義務があるのにこれを怠り、特許権者であるYに十分な実施料 (ロイヤルティ) 受領の機会を与えなかった。②およびこれに基づいて、Yの被った損害賠償、弁護士費用の負担をXに求め、ものであった。

(3) 宣言判決

反訴のうち、販売努力義務違反については、宣言判決 (Declaratory Relief) を求めるものであった。宣言判決は、日本民法にいう、確認判決に近いものとみてよい。

(4) Yの反訴状に対しては、Xより、反訴答弁書が提出された (一九八七年七月)。

これらの手続申立は、被告が先になしうるようになっており、その後原告が、同様の各種申立をなしうる。

X側の開示申立 (質問書、文書提出要求、事実の自認要求書) (一九八七年七月) がなされた。

(7) 秘密保護命令

開示手続は、X・Yの事件に関係するあらゆる証拠資料を、互いに公判準備のために提出するものであるが、(4)で触れたように、代理人とその依頼者 (XまたはY) 間の通信文・打合せ情報等は、代理人——依頼者間の秘密保持特権に基づき、これを裁判所に提出しなくてもよいことになっている。また、営業秘密や秘密技術情報にあたるもの等、本件の相手方や第三者に知られられない秘密情報については、裁判所より、あらかじめ秘密保護命令 (Protective Order) を得ることにより、裁判官および双方の代理人のみが知りうる形をとれる。本件でも、多くの証拠資料は、この秘密保護命令の対象となった。

開示手続は、以上のように、きわめて広範囲に、しかも強制的に行なわれる公判に向けての主張・証拠の

八七年七月(10)。

六 開示手続 (Discovery) (一九八七年六月)

(1) 質問書、文書提出要求書、自認要求書等

被告答弁書および反訴状提出に続き、Yは、X宛に①質問書 (Interrogatories) ②証拠書類提出要求書 (Request for Production of Documents) が提出された。

(2) 開示手続の特徴

開示手続は、米国の裁判における特徴的な公判準備のための手続であり、日本法にはない制度である。この目的は、公判における争点および証拠整理にあるが、訴訟に係るあらゆる文書や証拠物の提出を、公判の前にX・Y双方がして、公判での裁判を円滑にしようとするものである。これに要するX・Y双方の時間的・人的・金銭的負担は膨大なものであり、開示手続において、弁護士に払う費用や事件内容の予測ができること、これらを通じて当事者間には解となることも多いと聞く。

(3) 証言録取  
開示手続には、右以外に重要なも

提出・整理であるので、日本のように、公判のたびに相手の出方をみて証拠を小出しにする、といった戦法は採れない。

また、故意に、証拠を隠して提出しなかったりして後にそれが分かったと、その制裁は敗訴に直結する。したがって、これら文書・資料の提出、証言録取は、きわめて神経を使う作業である。

七 略式判決 (Summary Judgment) の申立

(1) 略式判決の申立権者

開示手続が進行するに従い、争点の整理、証拠の整理も進むわけであるが、事実の争いがなく、裁判官の法律判断が可能な争点に関しては、公判での審理を絞り込むために略式判決の申立が被告側からなされた。これは一つには被告側としては、公判での陪審裁判に持ち込まれる争点を、少しでも回避しようという意図があった。もちろん、略式判決の申立は、原告の側でもできる。本件では、Xは、Yの反訴に対して棄却を求めたための略式判決の申立をし

たは。

(2) 略式判決の意義

本件では、略式判決に対する裁判官の判決 (ORDER) は、公判の開始直前になってようやくなされた。略式判決の申立は多くなされるが、なかなか裁判官は結論を出さないと聞く。本件でも、申立をしてから (一九八七年十一月)、判決が出たのは、公判の直前 (一九八八年七月) であった。この判決内容は、一部認容、一部棄却、一部保留であったが、X側にきわめて不利な判断も入っており、後に述べるように、公判の途中で和解決着する伏線となるものであった<sup>(15)</sup>。

八 公判準備通知・公判準備検討会

(1) 公判準備通知

公判期日が近づくと、遅くとも大体一〇日ぐらいより前に、X・Y双方の代理人が、公判で行なう各種の予定について、相手方に通知をして、公判審理の公正、迅速、円滑なる進行に、互いに協力する。通知の内容は、①争いがない事実関係の確

認、②予定証人のリスト、③予定証拠 (文書、物件) のリスト、④提出

予定の証言録取の箇所 (頁も具体的に特定する)、⑤質問書における相手方の回答、自認要求における相手方の自認内容、⑥陪審に対する説示予定書、⑦公判準備書面等である。

(2) 公判準備検討会

本件ではやらなかったが、以上の準備を公判準備会 (Pre-Trial Conference) という形で、裁判官と双方代理人が会って、各種の段取りを取り決めることが行なわれる<sup>(16)</sup>。この会合が行なわれた場合には裁判官は、この会合の結果に基づいて、公判準備命令を出す<sup>(17)</sup>。

九 公判

公判は、すでに述べたように当事者が申し立てれば陪審によるし、陪審による旨の申立がなされなければ、裁判官が裁判をする。公判は、集中審理で、一度始まるとすべて終了するまで、一週間でも二週間でも、毎日九時三〇分頃より午後五時頃まで続く。日本のように、公判を一、二カ月に一回ずつ分けては行なわな

いのが特徴である。

(1) 実際の事案は、もっと複雑に入り込んでいるが、本稿は米国の裁判、特に陪審裁判の具体的進行状況を紹介するのが目的であるので、説明の都合上、簡略化したことをお断りする。

(2) 訴額に応じた印紙や手数料を納付しなくてもよいために、米国では、これが濫訴の一因になっている、と説く人は多い。

(3) 外国の裁判所から、直接被告宛に、外国語の訴状・呼出状が送達されることが多いが、これは適法な送達とはいえない。ただし、日米が加盟している、いわゆる送達条約一〇条(a)の規定を根拠に、直接送達も許されるとの見解もあるようで、説の分かれるところがある。

なお、日本と米国との間には、昭和39年7月17日公布の「日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約」があり、同条約一七条(1)(i)において、米国の領事官が日本国内で送達等を行なうことができるとされているが、本件ではこの手続に依ったものでもなかった。

(4) 28 U.S.C. 1331 および 28 U.S.C. 1332.

(5) 28 U.S.C. 1391(a).

(6) 米国では、各州ごとに、代理人資格が限定されていることと、地元の代理人を頼むことが、担当の裁判官との連絡・情報の収集等を円滑にするために必要である。

(7) 連邦民訴規則三八条(b)。

(8) 米国憲法修正七条によれば、二〇ドルを超えるモン・ロー上の民事紛争はすべて、陪審裁判による裁判の保障をしている。

なお、刑事事件については、米国憲法修正六条により、陪審による裁判が保障されている。

(9) 連邦民訴規則一二条(a)。

(10) 反訴答弁書も答弁書と同じく、二〇日以内に提出されねばならない。

(11) 連邦民訴規則三三条(a)。

(12) 連邦民訴規則三七条(b)(2)(A)、(B)、(C)、(D)参照。

(13) 連邦民訴規則二六条(e)。

(14) 連邦民訴規則五六条(a)、(b)。

(15) 裁判官は、X・Y双方の主張を巧みに一部ずつ認容しており、X・Y双方に、なるべく早い時期に和解を勧める意図があったものと思われる。「一和解」の項参照。

(16) 連邦民訴規則一六条(a)、(b)。

(17) 連邦民訴規則一六条(e)。

(つづく)  
(さかえ・たかよし)

# 米国の民事陪審裁判手続とその対応(下)

## ●特許ライセンス事件での体験を通して

寒河江孝允 弁護士

- 一 ●はじめに
- 二 ●事案のあらまし
- 三 ●提訴前の状況
- 四 ●訴状
- 五 ●答弁書および反訴状
- 六 ●開示手続
- 七 ●略式判決の申立
- 八 ●公判準備通知・公判準備検討会
- 九 ●公判 (以上46号)
- 一〇 ●陪審による裁判
- 一一 ●和解による終結
- 一二 ●教訓
- 一三 ●訴訟費用 (以上本号)

### 一〇 陪審による裁判

(1) 民事事件における陪審裁判  
 民事事件の陪審裁判は、米国憲法修正七条で、国民の権利として保障されている(18)。しかしながら、実際に民事事件で、とりわけ、特許権、独禁法違反事件、ダンピング法違反事件、特殊な契約にかかる紛争等、元来専門知識の背景が必要とするような事件で、はたして陪審によ

る裁判で、真に公正なる結果を得られるのかは、疑問だとする声も多く聞く(19)。

現実には、陪審の数を二人構成から六人構成にする動き、全員一致の評決から多数決評決への変更等の動きがある(20)。

われわれも、本件が特許ライセンス契約にかかる違反をめぐっての紛争なので、陪審による評決に委ねられることに、不安は隠せなかった。米国のY側代理人もことあることに、陪審の評決内容の見通しが立たない点を強調した。しかしながら、

X側がXの地元の裁判所に、しかも陪審裁判を申し立てるであろうことは、X・Y間で争いが生じた時点で、予測できたことであつたので、結果としては、現状を容認したうえで、裁判対策を立ててきたわけである。

### (2) 代理人の構成

一九八八年七月、公判が開始されるわけであるが、われわれは、ワシントンD・Cのライセンス契約問題専門の弁護士、その補佐する弁護士(米国では、通常ベテラン弁護士と補佐弁護士が、ペアを組んで弁護を行なう)、両弁護士を補助するバラ

リーガルの三人、そして地元セントルイスの陪審裁判のベテラン弁護士、その補佐弁護士、事務職員(二、三人が公判のために組織され、裁判所の近くに仮事務所を一時借りして、そのつど、裁判所との往復を行なうことと相成った(裁判所が戦場ならば、この仮設事務所は、さしずめ銃後を守る兵站基地のようなもので、裁判の合間の昼食等も、ここでサンドウィッチや、ビュッフェを仕出ししてもらって午後後に備えた「閑話休題」)。

### (3) 連邦地方裁判所の構成

公判は午前九時三〇分に開廷した。セントルイスの連邦地方裁判所には六人の現役判事がおり、各々が民事・刑事双方を扱い、特に専門部化はしていないとのことである。本件担当の判事は、長くミズーリ州の州裁判所の裁判官を経験し、その後、連邦地方裁判所の判事に任命されたとのことであるが、一般的に、代理人や市民の判事に対する評価は高く、本件担当判事も、私のみるかぎりでは、学識経験豊かで温厚・公正な印象のもてる判事であつた。さ

て、ここに読者の理解を助けるために法廷の内部の略図を書いて示す。

裁判官は、このような大きな公判があると他の事件の処理ができなくなるために、決定・命令等、ある一部の処理は公判前に行ない、公判が終了するまで次の事件の公判は行わない。本件公判の後には、重大な刑事公判が予定されている、このことであり、裁判官は非常な激職に違いないと思つた。

### (4) 陪審員候補者

さて、陪審員候補者二名が、法廷に入場してきた。陪審員候補者は、連邦地方裁判所の管轄区域内の選挙人名簿で、あらかじめ、裁判所から通知を受けた人々が、裁判所に来て待機している。

セントルイスの連邦地方裁判所では、陪審員候補者二名のなかから六名の陪審員および一名の補欠陪審員を選ぶわけであるが、まず、各陪審員候補者に対して、不適格事由がないかの質問調査が行なわれる。そのために陪審員候補者は、真実を述べる旨の宣誓をしたうえで、裁判官・双方代理人の質問に答弁をする。不適格事由としては、当事者と一定以内の親族関係にあつたり、別

の事件で相手方として裁判中であつたり、当事者の社員であつたりなど、陪審の評決の公正が保たれない理由がないかを否かを、調べるわけである。

### (5) 通訳の宣誓

前後するが、本件はY側が日本企業であり、代表者が日本人で英語が理解できないために、通訳を立てることが裁判官より許可された。通訳は正しく通訳する旨宣誓をし、法廷内での会話の一部始終をY本人に伝えることが許された。

### (6) 陪審候補者に対する質問

陪審員候補者に対し質問が開始される前に、裁判官は、陪審というものの役割等の説示をする。その後、双方代理人・当事者の紹介があり、裁判官は、陪審員候補者の答弁を的確にするために、本件事案の概要について説明をする。また何が争点なのか、予断を抱かないようにしつつ、説示する。今までに陪審の経験があつたかどうかについて、一人一人に確認する。

次に、まずX側代理人より、陪審員候補者に対して、本件事件との関係の有無、外国企業との関わりの有無等、など陪審員としての評決に加わ

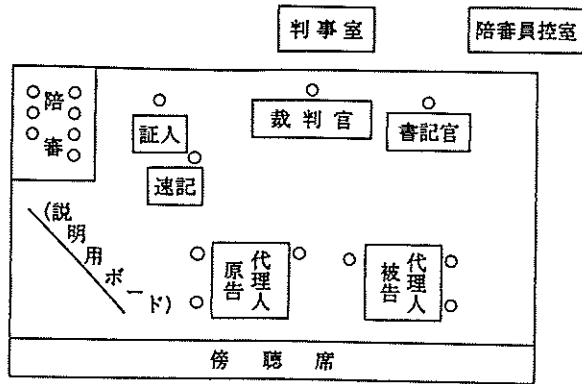
ることの公正さを疑うような事実がないか、質問が続く。最後に、Y側代理人より、事案の説示、同様の各種の質問があつた。

### (7) 陪審員の選定

いよいよ陪審員の選定であるが、二二人の陪審員候補者について、男女別では男性六名、残りは女性であつた。また黒人が三名、残りは白人系、女性はハウスキーパー、主婦、職業をもっている人、と多様であつた。女性がどうしても多い、というのが気になる。男性は忙しくて、陪審員になるのを敬遠するのであろうか。一方、男性は失業者がブルーカラーという感じで、ホワイトカラーという印象の人は一人であつた(後で述べるが、黒人の技師が一人いた)。

X・Y双方が、陪審員の選定リストを作る。その後、X・Y双方の代理人が、陪審の選定の協議に入り、双方により六名の陪審員および一名の補欠陪審員の決定の合意が成立した。

先に述べたように、当事者は理由なしで、何名かまでの特定の間を陪審員としない忌避申立権があり、なお、さらに事件に対し公正でない



おそれのある陪審員候補者に対しては、理由を付して忌避申立できる。本件では、さして紛糾することなく、六名の陪審員と一名の補欠が選任された。

陪審員の内訳は、白人四名・黒人二名、男性二名・女性四名で、陪審員候補者のなかから比較的教育程度が高い、一般常識のあると思われる人々が、やはり残った。

黒人の女性は管理職であり、もう一人の黒人は男性で、技師であった。女性のなかに、一人ハウスキーパーがいたが、公判中も四六時中ガムをかんでおり、陪審員の選任としては失敗した例ではないかとも思われる。補欠陪審員は、若い白人女性であったが、まじめな感じであった。

(8) 陪審員に対する説示

陪審員六名および補欠陪審員一名が決まり、七名は改めて宣誓をして、公正に評決する旨誓った。裁判官は改めて、陪審員となった人々への協力の言葉とねぎらいの言葉をかけ、公判での証拠のみにより、事実に関する評決をするよう、証拠とはどういうものを用いるのか、いい換えると、代理人の質問、弁論等そのも

のは証拠ではないので、判断の対象にならない旨を説示した。いよいよ、公判における実質審理の開始である。

陪審員に対する説示は、双方の代理人が、少しでも自己に有利に評決をしてもらたために、老大な説示を用意し、必要に応じて陪審員に説示する。評決の内容も、評決しやすいよう、評決書のサンプルを作っておいて、陪審員に評決の仕方を詳細に指示する。

(9) 冒頭陳述

原告X側の冒頭陳述(Opening Statement)の開始があった。これはX側の立場に立って、事件の背景、歴史、争点等を要約して、陪審員の事実評決のための理解に供するが目的である。

しかし、この陳述そのものは証拠ではないので、代理人もその旨を陪審員に説示して、誤解しないよう分かりやすく話す。

次に、同様に被告Y側の代理人が冒頭陳述をし、Y側の立場・事件の概要を分かりやすく説明する。

冒頭陳述は、双方で一時間半ずつ、合計三時間を費やした。その間、説明をしやすくするために、問

題となる契約の部分の拡大をボードで示したり、グラフや図面を利用したり、まるで会社案内のためのオリエンテーションか、学校の授業のような方法で説明は続く。陪審員による民事裁判ならではの、時間と手間のかかる、忍耐のいる仕事である。

(10) 証人尋問

公判初日は、これで終了し、翌日からはいよいよ、証人尋問(Examine)が続々と行なわれる予定となった。証人(Witness)は申請側の主尋問(Examine, Direct Examine)と相手方の反対尋問(Cross Examine)による証言(Testimony)をなし、これが公判における最大の証拠となるものであることは、ご承知のとおりである。

陪審員が、証人の証言をどのように理解しているであろうかと気にかかるのは、双方当事者・代理人とて皆同じ気持である。本件公判では、他に取引上の物件が、物証として提出された。

(11) 最終弁論

本件は、証人尋問の途中で、後述のとおり和解(Settlement)により決着がついたが、もしこのまま公判が進み、証拠調べが終れば、双方、

最終弁論をする。

(12) 評決ないし判決

陪審員の評決(Verdict)は、公判の証拠調べ・最終弁論終了後、直ちに進行する。通常一、二時間が出るが、難しい問題の場合、一日、二日かかることもありうる。

評決に当たっては、裁判官が陪審員に、評決の仕方、法律上の問題点を詳しく説示する。

評決の仕方は二つに大別される。一つは、一般評決といわれるもので、他は、特別の争点に付きなされる、特別評決である(2)。

陪審裁判でない場合の判決は、すくにはなされず、公判後二、三カ月後になされるのが通常の方法である(双方とも、判決前に、公判後の要約準備書面を提出する)。

一一 和解(Settlement)

による終結(一九八八年七月)

(1) 和解へのインセンティブ

本件は、結果として、証人尋問の途中で和解により事件は終了し、陪審による評決には至らなかった。

X・Y双方とも、強気の構えでこ

こまでやってきたのであるが、Xにとっても、公判直前に略式判決において、不測の敗訴判決部分があったし、Yの側も、日本からわざわざ代表者本人が出頭してきたのはじめとして、関係証人予定者、通訳等、各自忙しいスケジュールを押しの公判出頭であったなかで、延々と公判を続けても、陪審の評決がどの程度Y側に有利となるかの予測も、Y代理人としてもまったくついていない程、立てられないというのが偽らざる状況であった。

(2) 裁判官の勧告

さらには、すでに前述のごとく、担当の裁判官が強く双方に和解を勧めたことも、和解決着の大きな要因となった。

私も裁判官室に現地のY代理人と同席して、裁判官に面接する機会を得たわけであるが、裁判官は、陪審による評決の予測困難性、特に過去にみずから扱った類似の陪審裁判で、日系企業が被告となった事件で、事件の筋の見通しからして、また被告代理人がその道の大家であって勝訴すると予測していたのに、陪審の評決は、日系企業の敗訴の評決であった例を掲げ、陪審裁判の予測困難性を特に強調して、和解をしてX・Y双方、納得のゆく形で事件を決着つけるように勧めた。

和解というのは、互いに譲り合って決着をつけるわけなので、双方とも、満足と不満とが共存することになるが、陪審評決による不測の事態を回避するため、またこれ以上、訴訟費用(弁護士費用が主である)をかけて、有利な結論が出るとの保証はなく、本件は、和解ということでは決着がついた(2)。

Y側としても、過去の契約上の大きな問題をいくつか整理することができ、すっきりした形で、X・Y間の新たな契約の締結をもって、本事件は終了した。

一二 教訓

(1) 契約上の友好関係

本件は、特許権の実施権許諾者(ライセンサー)と、その実施権者(ライセンシー)間の特許実施権契約(ライセンス契約)をめぐる争いであり、不法行為に基づく裁判等と異なり、本来ならば、互いに利害の一致する関係であったわけであ

る。しかるに不幸にも、日・米にまたがった国際紛争に発展してしまっ

(2) 紛争の原因①

その原因は、いくつあるだろうが、日・米の文化、考え方の違い、等一般的要因は、これは基本的には回避しようのないものである。より相手国の国情について、勉強して理解を深めるしか方法はない。

個別的原因をみると、被告Y側の契約書作成時の対応に、相当問題があった。たとえば、①契約をして

も、必要があれば、簡単に相手は条件の変更に応じてくれるものとの期待感を有していたこと、②契約書は、あくまで参考資料のごときもので、厳密に守る必要はないという考え方、③互いに困った問題が生じたら、いわゆる「ハラ」芸で解決できるといふ発想、④契約書に書いてな

くとも、話せば分かってくれるはず、または、時には話さなくとも、相手はこちらの真意を理解してくれはすといふ期待感、⑤ライセンスは、実施権をもち立場なのであるから、ライセンサー(特許権者)である日本側に、常に礼を尽して接すべきである。いわゆる大家と店子

の関係、といった、きわめて日本的な発想に支えられている。

Yの代表者は、かなり国際的取引活動の実績があり、Y会社そのものであるが、やはりみずからの契約問題となると、日本的発想に、ついいつい期待をしてしまう。

(3) 紛争の原因②

さらに、具体的な契約上の問題点としては、①契約期間の定めを設けなかったこと。したがって、このため、YはYの特許権の存続する限り、永遠にライセンスを供与せざるをえなくなった。YはXに善意のするして、契約期間を定めずにライセンスをしたのであるが、やはり契約では、五年、長くとも一〇年で、見直しの期限は必要である。その間に、事情が変わっていることが普通だからである。②仲裁条項を設けなかったこと。これは、X側に陪審裁判の選択をさせることになったし、Xに有利な、Xの地元で、陪審裁判をさせるハメになった。これを回避する意味で、仲裁条項はきわめて重要である、ということがおわかりいただけると思う。③これに関連して、できうれば裁判地の定めも必要



である。たとえば、Xが裁判をするときは、東京地方裁判所、Yが裁判をするときは、米国の裁判所へ提訴する、というふうに、互いに相手国で行なうように、制限するのである。④解釈法もできれば、日本法で解釈する、という条項を入れたいが、これはなかなか難しいと思われる。

以上の点を契約に入れるだけで、本件紛争は場合によっては、回避されたかもしれない。また、いずれにせよ、陪審による予測の困難な裁判を避けて、専門の弁護士にのみ、全面的に裁判を委ねることができたであろう。訴訟費用(弁護士費用)も相当、節約できたはずである。たった一箇条、一行が、何千万円の出費を回避することになったはずである。

### 一三 訴訟費用

(1) 米国の裁判での弁護士費用  
最後になったが、米国の本格的裁判は、訴訟費用、特に弁護士費用が高額となるといわれているが、参考までに、本件でかかった費用についての概略を説明する。

米国の裁判において、費用の大半は弁護士に払う費用が占める。前に述べたように、日本の裁判のように、訴額に応じた収入印紙を貼る必要はない。弁護士費用の計算方法としては、成功報酬制 (Contingent Fee) と時間制 (Time Charge) とに分かれるが、大きな契約問題、企業の事件等においては時間制によるのが一般である。

(2) 米国の裁判での代理人の数  
米国の、ある程度以上の訴訟事件では、米代理人はベテランの弁護士に必ず経験三〇年以上の若い補助職員 (para legal) が付く場合も多い。これらは一セットでなされるので、ベテランの弁護士一人だけで事件を処理して下さい、と注文を付けるわけにもいかない。相手方の代理人も、同じような陣容でやってくる。

本件では、さらに訴訟地、地元での陪審公判に通じた弁護士を雇わざるをえず、その費用も加わるようになった。

(3) 費用の月平均額  
以上の陣容に従って、その費用の具体的額を示すと、平均して毎月四

〜五万ドルずつ、かかったことになる。

(4) 公判前段階での費用  
公判準備の段階では、開示手続における各種証拠の収集等の費用が、どうしても高額になる。

公判前では、略式判決の申立にもなう費用が、もう一つの大きな費用である。

本件は、日米をまたぐ国際訴訟でもあったため、事件打合せの代理人の費用、前述のとおり、米国大使館での証言録取の費用も発生した。

#### (5) 公判での費用

公判での費用も大きい。米国の公判は、集中的に継続して行なわれるため、公判直前からの準備をはじめとして、代理人は、従前の主張・争点の確認、証拠提出の準備、冒頭陳述書、陪審に対する説示書の準備等、公判というドラマに向けて、最終の追い込みで多くの時間を費やす。また公判中は、事件にかかりきりである。どうしても、公判では、費用が集中的に高額となる。公判を最後まで行なえば、二〇万ドルから四〇万ドルぐらいには、すぐなってしまうであろう。

#### (6) 費用がかかる理由

米国の裁判で、費用がかさむのは、まず、開示手続で、あらゆる関係資料を原告・被告が、互いに提出・開示しなければならぬ。その資料は膨大であり、私が見ていても、はたしてこれだけの資料をいっいち記憶して、公判に役立たせることができるだろうか、疑問が生じる(23)。

#### (7) おわりに

前述の教訓の項でも述べたように、契約というものの重みを改めて認識するとともに、守れないと判断した事項は、契約をする前に相手方にはっきりと拒否の返事をするのが肝要である。また、いったん、双方が納得し、合意して、契約した以上は、勝手な解釈をしたり、なんとなく違反したりすることのないよう、厳格に守るといふ、契約概念の

より厳しい認識こそが、米国での裁判を回避するためには必要である。われわれ弁護士も、予防法学的立場で、日本の依頼者に正しいアドバイスをする必要が、ますます高まってきているのである。

(18) 前掲注(8)をみよ。

(19) 丸田隆・アメリカ陪審制度研究(法律文化社)三〇一頁以下「第二章 複雑な訴訟と民事陪審の排除」において詳しい。

(20) 連邦民訴規則四八条。

(21) 連邦民訴規則四九条(a)、(b)参照。

(22) 後日談であるが、去る昭和63年8月29日ないし31日の三日間にわたり、東京で、日米法シンポジウム(経団連、PFI主催)が催されたが、そのなかのいくつかのパネルでも、米国の法律家から民事陪審制度運用の現実に疑問を投げかける声があった。

(23) 同じく後日談として、右日米シンポジウムにおいて、パネルの米国側出席者の何人かより、開示手続(ディスカヴァリー)における現状はあまりにも時間と費用と労力がかかり、実際に裁判で使われる資料が、収集した資料のごく一部というのでは、本来の開示手続の目的を逸脱して正常なる機能をしていないのではないか、という問いかけがなされていたのは注目される。



(完)  
(さ)がえ・たかよし

## SECURITY AGREEMENTの例文・訳文・解説

# 実例 英文秘密保持契約

帝人株式会社 室長 岡本幹輝著 B 5判/324頁/定価5200円  
法規監査部

国際契約交渉の第一歩となる秘密保持契約(契約の成否にかかわらず交渉の過程で知りえた事実を守秘する義務)の英文書式と訳文・解説。

新版 英文契約書作成のキーポイント  
中村秀雄著 定価2800円

アメリカの不動産取引法  
國生一彦著 定価5000円

国際契約交渉のキーポイント  
中村秀雄著 定価2400円

英米法律用語活用集  
鈴木肇編著 定価4000円

国際取引の法務戦略  
藤岡公夫著 定価6000円

英米商事法辞典  
鴻常夫/北沢正啓編修 定価25000円

社団法人 商事法務研究会 東京都中央区八丁堀2-27-10 電話(552)4941(代)